

## 地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会運営要綱（案）

令和6年8月2日

地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会決定

## （目的）

第1条 この要綱は、地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例（令和6年条例第1号。以下「条例」という。）第7条に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

## （委員長の互選）

第2条 条例第5条第1項の規定による委員長（以下「委員長」という。）の互選は、指名推薦の方法により行う。ただし、委員に異議がないときは、別の方法により定めることができる。

## （会議）

第3条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

2 やむを得ない事由により会議を開くことができない場合においては、書面を委員に送付して可否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

## （会議の公開）

第4条 会議は、傍聴及び議事録の閲覧により、公開するものとする。ただし、委員長は、委員会の公正又は円滑な運営が損なわれるおそれがあると認められるときは、公開の制限等必要な措置をとることができる。

## （委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年8月2日から施行する。